

# 令和5年度決算に基づく 健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方自治体は、毎年4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）および公営企業ごとの資金不足比率について、村監査委員の審査を受け、議会に報告するとともに、住民に公表しなければならないこととされています。

令和5年度決算に基づいた健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。

## ■健全化判断比率

	実質赤字比率 一般会計等（普通会計※1）における赤字額の標準財政規模※2に対する比率	連結実質赤字比率 すべての会計の赤字額の標準財政規模に対する比率	実質公債費比率 一般会計等（普通会計）が負担する地方債の償還金の標準財政規模に対する比率	将来負担比率 一般会計等（普通会計）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
鮫川村	—	—	6.4 %	—
早期健全化基準※3	15.0 %	20.0 %	25.0 %	350.0 %
財政再生基準※4	20.0 %	40.0 %	35.0 %	
指標の説明	鮫川村は黒字決算のため、「—」で表示されます。	鮫川村は黒字決算のため、「—」で表示されます。	鮫川村は早期健全化基準および財政再生基準を下回りました。	鮫川村は比率が算定されないため、「—」で表示されます。

## ■ 資金不足比率

	資金不足比率 公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率
簡易水道事業特別会計	—
集落排水事業特別会計	—
経営健全化基準 <a href="#">※5</a>	20.0 %
指標の説明	簡易水道事業特別会計、集落排水事業特別会計ともに黒字決算のため「—」で表示されます。

【参考】

### 健全化判断比率の推移

### 資金不足比率の推移

## ◆ 用語解説 ◆

### ※1 普通会計【ふつうかいけい】

公営事業会計【公営企業（鮫川村では簡易水道事業および集落排水事業）のほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療が該当】以外の会計を総合してまとめたもの。鮫川村の場合は、公営事業会計に当てはまらない2つの特別会計（村営バス事業、学校給食センター）と一般会計を合わせて普通会計としています。

### ※2 標準財政規模【ひょうじゅんざいきほ】

地方公共団体において、標準的に収入されるであろう経常的な一般財源（地方税や普通交付税など）の規模を示すものです。

### ※3 早期健全化基準【そうきけんぜんかきじゅん】

4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のうち、いずれかが早期健全化基準を上回る場合は、「早期健全化段階（自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが可能な段階）」となり、財政健全化計画の策定が義務付けられます。また、計画策定年度にのみ公認会計士や弁護士などによる個別外部監査が強制適用されるほか、毎年度において計画の実施状況の議会への報告、国や県への報告、住民への公表をしなければなりません。

### ※4 財政再生基準【ざいせいさいせいけいじゅん】

4つの健全化判断比率のうち、いずれかが財政再生基準を上回る場合は、「財政再生段階（自主的な財政の健全化を図ることが困難な段階）」となり、財政再生計画の策定が義務付けられます。また、早期健全化判断基準と同様、計画策定年度にのみ公認会計士や弁護士などによる個別外部監査が強制適用されるほか、毎年度において計画の実施状況の議会への報告、国や県への報告、住民への公表をしなければなりません。さらに、財政運営や地方債発行への総務大臣の関与・勧告などが発生します。

### ※5 経営健全化基準【けいえいけんぜんかきじゅん】

公営企業の資金不足比率が、経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画の策定が義務付けられます。また、早期健全化判断基準や財政再生基準と同様、計画策定年度にのみ公認会計士や弁護士などによる個別外部監査が強制適用されるほか、毎年度において計画の実施状況の議会への報告、国や県への報告、住民への公表をしなければなりません。

### 健全化判断比率と資金不足比率の対象範囲

